

オーストラリア税制事情

対豪州投資のための
日系企業向けガイド



成長に向けた協力



未知のことを理解し、管理することは困難なものです。新規市場に参入する場合はなおさらです。国内外の投資家は、商慣行の違い、新たな取引環境、複雑な税制等、多くの課題に直面します。

アーンスト・アンド・ヤングは、御社が成長し事業を拡大させて新規市場に参入する際に、貴重な現地の知識やインサイトを提供し、海外のビジネス環境におけるリスク管理と業績向上のお手伝いをいたします。当法人では、アジア太平洋地域全体に及ぶネットワークのボーダーレスなアプローチにより、一丸となったシームレスな組織を運営しており、御社には私たちのグローバルな強みをご活用いただけます。オーストラリア国内では、アシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーの全部門に渡るバイリンガルのプロフェッショナルからなるチームにより、御社にとって望ましい結果を達成するよう効率的かつ効果的にサービスを提供しております。

菊井隆正
パートナー
オセアニア・エリアリーダー
ジャパン・ビジネス・サービス
+61 2 9248 5986
takamasa.kikui@au.ey.com



オーストラリアへの投資をお考えの日系企業の皆様には、税制事情を理解することが成長戦略を立案し実施するうえで役立つと思われます。

本書では、御社の投資計画プロセスに役立つよう、以下を含む直接的・間接的な税務関連の問題とその影響について概説しています。

- ▶ 投資形態の選択
- ▶ 事業資金の調達
- ▶ オーストラリアにおける日本国籍者の雇用
- ▶ その他の規制的要因

本書の情報は一般的なものであり、専門家のアドバイスとして利用されるべきものではありません。それぞれの企業の状況と日本の投資家の事業目的と戦略を考慮するためにも、個別の案件について専門家のアドバイスを求めることを推奨いたします。



オーストラリアの税法及び企業をとりまく法規制環境は、常に変化し続ける税法や法的要件の増加、政府機関や国税局による監視の強化などにより、非常に複雑なものとなっています。

投資形態の選択

御社にとってふさわしい投資形態を選ぶ際には、御社のグローバル戦略(税務上及び事業目的上)、資金調達及び資本金/利益の本国送金要件、潜在的取引企業(ジョイントベンチャーのパートナー、顧客、仕入れ業者)の見込みと条件、リスク及び世評の問題、その他会計、法律、及び規制に関する問題など、多くの重要な課題を考慮する必要があります。

概して、オーストラリアの会社法は様々な法的構造を想定しています。対豪州投資で使用される最も一般的な形態の二つがオーストラリア現地法人と登録外国会社(支店)であることから、本書ではこの二つの形態に焦点を当てています。また、多くの日本企業が利用していることから、ジョイントベンチャーについても取り上げています。

オーストラリア現地法人

日本の株主によって直接もしくは間接的に所有されている独立した法的事業体で、法的にも税務上も、独立した法人格を持つオーストラリアの会社のことです。オーストラリアで登録された法人としてはオーストラリア税務上の居住者と見なされ、課税所得に対して30%の法人税が課せられます。

オーストラリアの居住法人として事業を行う上で、多くの留意すべき税務上の課題があります。

連結納税制度

複数の100%子会社であるオーストラリア現地法人(又は事業体)を通じて事業を行う場合、これらの会社は、オーストラリアの税務目的上連結グループを形成し、単一の連結納税申告書を提出することができます。この選択は、単一のオーストラリアの持株会社を通じて会社が保有されている場合、もしくはオーストラリア以外の外国の会社を通じて保有されている場合(マルチプル・エントリー・ポイント:MEP)に適用されます。

印紙税

印紙税は一定の取引に対して適用される州税で、その適用は各州、準州によって異なります。会社設立自体に印紙税の納税義務は生じません。しかし、オーストラリアで会社の株式を取引すると、株式譲渡税またはオーストラリアのランド・リッチ税、あるいはその両方が印紙税として課されることがあります。

▶ 株式譲渡税

非上場株式の譲渡に際しては、その企業がどの州に登録されているか、あるいは株主名簿の保管場所によって株式譲渡税が課されることがあります。オーストラリアの一部の法域では、非上場株式の譲渡に印紙税が課されます(ニューサウスウェールズ州、サウスオーストラリア州、ACTIにおいて設立、あるいは株主名簿を保管している企業の場合、対価または負債を除いた企業価値のうち高い方の0.6%)。

▶ ランド・リッチ税

ランド・リッチ税は、オーストラリアに所在する土地あるいは土地の所有権を直接または間接的に保有している企業の株式(またはユニット・トラストのユニット)の取引が行われる際に適用されます。最高6.75%の税率が課されます。



会社が「ランド・リッチ」であり、ランド・リッチ税の課税対象となるかどうかを判断するために現在使用されている基準はとても複雑であり、管轄区域によって異なっています。「ランド・リッチ」の判断をする際には、会社の保有する土地の価額及び/または割合を確認するために、会社とその関連事業体が保有する土地について確認する必要があります。土地保有割合の確認を必要とする持ち株率は、最低20%までと低くなっています。

土地の所有権の定義は各管轄区域によって異なりますが、一般的には定着物が含まれ、また、採鉱権が含まれる場合もあります。会社の「ランド・リッチ」の状況と納税予定額を決定するにあたっては資産を適切に分類し評価することが重要です。

外国企業についてもランド・リッチ税は免除されません。よって日本に所在する会社がオーストラリアに所在する土地の直接または間接的な所有権を保有する会社の株式を取引する場合でも、オーストラリアにおいてランド・リッチ税が課されることがあります。

「ランド・リッチ」規定は複雑であり、該当する場合に支払うべき印紙税は多額となり得るため、当法人の経験豊かなアドバイザーが税務上の確な対応をお手伝いいたします。

▶ その他

オーストラリアでは、事業資産の取得や法人格を有さないジョイントベンチャー契約の締結にも、印紙税が課税される場合があります。そのような取引を行う前に、印紙税に詳しい専門家に相談することにより取引を有利に組成することができます。

ジョイントベンチャー/パートナーシップ

オーストラリアの会社としての登録を選択したとしても同様に、会社はビジネス運営を目的とし、現地他社とのジョイントベンチャーを組成することができます。

オーストラリアの税務の見地から、ジョイントベンチャーが「真の」ジョイントベンチャーであるかを考慮する必要があります。これは、個々のジョイントベンチャーパートナーが、個別にジョイントベンチャーの持分だけ享受・売却することを意味します。他に考慮するのは、そのジョイントベンチャーが事実上オーストラリアの税務目的から見た「パートナーシップ」であるかという点です。税務上のパートナーシップは、そのパートナーシップが個別の納税者であるかのように課税所得を計算し、パートナーシップの税務申告書を提出しなければなりません。真のジョイントベンチャーの場合は各パートナーが個別に所得を計算し、税金の支払をします。

その際、持分の割合に応じたジョイントベンチャー費用の損金算入をすることになります。

登録外国会社(支店) – 「恒久的施設の有無」

オーストラリア現地法人として登録する代わりに、日系企業はオーストラリア国内で直接事業を行うよう選択することができます。これは独立した法的事業体ではありません。この場合におけるオーストラリア税務上の取り扱い、その日系企業がオーストラリアで行う活動から、その日系企業が「恒久的施設」を有するか否かによってこととなったものとなります。

概して、日本の居住者である法人がオーストラリア国内に恒久的施設を有する場合、オーストラリア政府は、日本の居住法人が稼得したオーストラリア源泉の事業所得で恒久的施設に帰属するものに対して課税を求めます。この事業所得については、課税所得(経費等差引後の純所得)に対して30%の法人税率を乗じて計算した法人税額が課されます。

また、「恒久的施設」の定義には様々な事業活動が含まれ、それぞれにかかる期間や恒久性についても考慮されます。

これに対して、オーストラリアで恒久的施設には該当しない特定の事業活動もあります。

日系企業が恒久的施設を有するかどうかについての判断は、事実及び解釈に基づき、最終的にはケースバイケースで行う必要があります。この点については、日豪租税条約に詳細に規定されています。

恒久的施設を有する場合…

日系企業がオーストラリア国内に恒久的施設を有する場合、その恒久的施設に帰属する全ての事業所得については、課税所得に対して30%の率でオーストラリアの法人税が課されます。これは日系企業が、支店等(恒久的施設)の登録を義務付けられることを意味します。また支店等の課税所得を計算し、毎年税務申告書を提出しなければなりません。

また、オーストラリアで建設及び建設に関連する事業活動を行う非居住法人が受ける支払については、源泉徴収税(最終的な税金ではない)が課されます。この場合は、総支払額に対して5%の源泉徴収税が課され、法人税の前払的正確を有しています。オーストラリアに恒久的施設を有する非居住法人が納税者としての登録を怠り、上述のような課税所得ベースでの納税を回避するといったリスクを軽減するように意図されている制度です。

支店登録を済ませており、確立した税務コンプライアンス実績を持つ日系企業は、源泉徴収税の免税の適用を申請することも可能です。ただし、そのような税務コンプライアンス実績がない場合には、その企業が登録済みの納税者であったとしても、受け取った金額の一部について、5%の源泉徴収税が課されます。

恒久的施設を有さない場合…

日系企業がオーストラリア国内に恒久的施設を有さない場合は、日豪租税条約に基づき、通常日系企業の事業所得に対してオーストラリアの税金は課せられません。

御社にとっての正しい判断

オーストラリア税法の見地からすると、すべての状況に適切な単一の投資のための事業形態というものはありません。事業形態の決定は様々な事業上の要素を考慮した上でなされるべきものです。実際最も一般的な事業形態とは、日本の親会社により所有されるオーストラリア現地法人であることが多いようです。日本の親会社は、直接所有するか、又はその他の海外企業を通じて間接的に所有する場合があります。

オーストラリア現地法人として、もしくは日系企業の支店として事業を行う場合は、いずれもオーストラリア国税庁(Australian taxation Office - ATO)に対してオーストラリア事業番号(Australian Business Number - ABN)及び納税者番号(Tax File Number - TFN)を申請する必要があります。オーストラリアに所在する日系企業が日本から従業員を呼び寄せて赴任させようとする場合、その会社はスポンサーとしてオーストラリア移民局に登録することが義務付けられています。また、オーストラリアにて日系企業が上記のようにスポンサーとなる前には満たすべき条件(従業員の給与、研修義務など)が多くあります。

また、その他にも準拠しなければならない、継続的に求められる法定の報告義務が各種あります。これらには財務諸表(要監査の場合有)及びオーストラリア証券投資委員会への情報の提出などが含まれます。

日豪租税条約

2008年1月31日に締結された日豪新租税条約は、2008年12月3日に発効しました。

新条約では、二国間で支払われる配当、利子、ロイヤリティに課される源泉徴収税が大幅に減額されています。特に、企業間で支払われる一部の配当及び利子に対する源泉徴収税が廃止されました。

新条約は、21世紀のより洗練された日豪関係を反映しています。

オーストラリアでビジネスを立ち上げるに際し、どのようにして継続的な資金調達を行うかが、納税義務に影響する場合があります。

税務上の観点から見た事業資金調達

オーストラリアでビジネスを立ち上げるに際し、継続的な資金調達の 방법이納税義務に与える影響を考慮する必要があります。基本的な問題は、資金調達を負債、資本、又はその両方といった形で行うのかといった点にあります。非居住者である会社(本社)による支店への資金提供は、内部取引、又は単なる資金配分とみなされるため税務上の問題は生じません。

事業資金を負債と資本のどちらで調達するか、あるいは両方を組み合わせて調達するかを判断する際のご参考になるように、次に資金調達から影響する税務問題について取り上げます。

負債及び資本ルール

オーストラリアの所得税制には、負債及び資本の分類に関する重要な規定と、資金調達のレベルによっては、利子の損金算入の可能性に影響を及ぼす規定が含まれています。負債について支払った利子は損金算入可能(過少資本税制等の損金算入制限規定に留意する必要があります)となりますが、資本について支払った配当は損金算入が不可能であるため、資本と負債の適切な分類は重要となります。

税法上、「負債」もしくは「資本」として分類するために必要とされる多くのテストが規定されています。

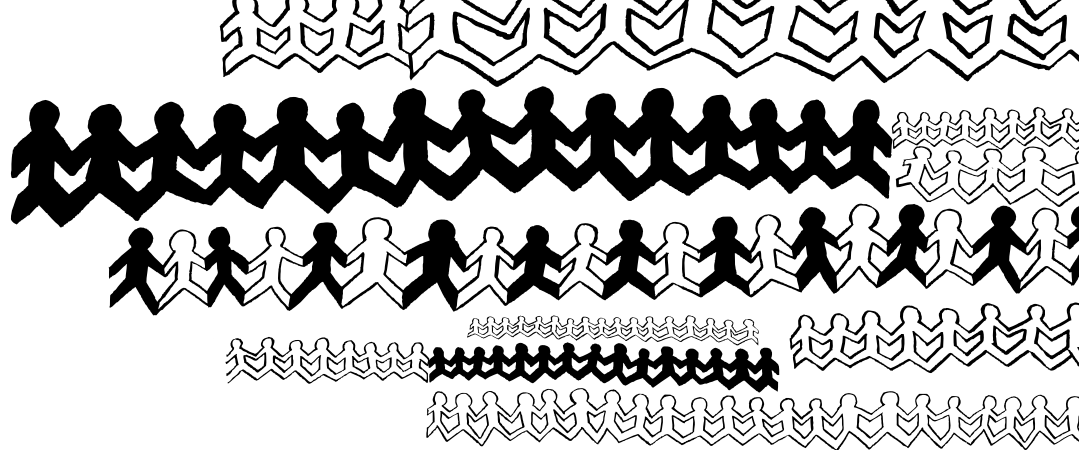
過少資本税制

融資が負債である場合、その負債にかかる利子はオーストラリアの過少資本税制の規定を条件として損金算入が可能です。この規定は、その会社(及び関連会社)の損金算入の可能な利子の合計が年間250,000豪ドルを超過する場合にのみ適用されます。

大まかに言うと、オーストラリアの過少資本税制は、オーストラリアでの事業のために融資された借入金の利子に対する税務上の損金算入金額について制限するものです。この規定は借入金の額が純オーストラリア資産の金額に一定の割合を乗じて計算した金額(一般的には一部の借入に該当しない負債について修正を行った後のオーストラリア資産の平均額の75%)を超えた場合に、その利子について税務上の損金算入金額を制限しています。これは、会社がオーストラリアのプロジェクトへの投資のおおよそ75%について負債の方法で資金繰りできることを意味しています。現在、控除可能な負債に関する利子の損金算入が、オーストラリアの国際移転価格規則によって更に制限されるかどうかについて不明な点があります。

オーストラリアにおける日本国籍者の雇用

企業がグローバルな市場で競争に勝ち抜けるかどうかは、適時に適材適所の人員配置をできるかどうかにかかっています。本項では、オーストラリアで日本国籍者を雇用したいとお考えの企業の皆様に、雇用戦略の参考にしていただけるよう、オーストラリアのビザ及び入国規定並びにその他税務関連の問題について概説します。



ビザと移民局

オーストラリアに所在する日系企業が、外国籍者をオーストラリアで雇用したいと希望する場合、その会社はスポンサーとしてオーストラリア移民局に登録することが義務付けられています。企業は、従業員を雇用する前に、財務資格、最低訓練基準、技能基準、市場給与の支給等、複数の前提条件を満たす必要があります。ビザ申請段階では、ビザ申請者はその職務に就くための適切な技能、資格、経験を有していることも証明しなくてはなりません。場合によっては、英語力の試験を受けることも必要となります。申請者には、健康や人格的な基準を満たし、適切な民間医療保険に加入することも必要になります。

移民市民権省(DIAC)は、これらの規定遵守に関する積極的な監視プログラムを用意しています。雇用者は従業員と同伴家族の両方について、次のような複数の資金援助義務を満たす意向があり、またそれが可能であるということをDIACに認めてもらう必要があります：

- ▶ ビザ申請者及び同伴家族の帰国費用
- ▶ 457ビザ保有者に対する市場レートの給与の支給
- ▶ 雇用者の資金援助義務履行能力に影響を及ぼし得る状況変化が発生した際の、DIACに対する通知
- ▶ 報告、記録管理、届出要件の順守

オーストラリアの一時就労入国制度に対するマスコミの関心の高まりと、移民省による入国取締り活動に費やすリソースを増やそうという取り組みが強まる中、コンプライアンスの重要性が高まっています。規定に違反した場合、罰金やビザ失効などの措置がとられ、地元での企業イメージが打撃をうけることにもなりかねません。

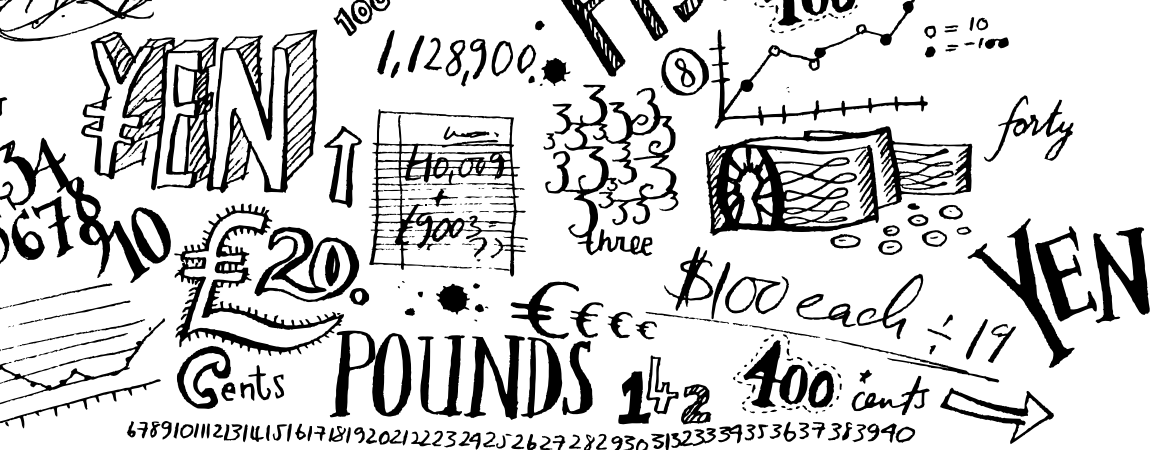
個人所得税

▶ 個人所得税

海外からの駐在員がオーストラリアにおいて就業する場合、滞在期間、適用可能な租税条約の有無、居住者に該当するか、雇用主が現地企業か否かによって納税義務が生じる場合があります。個人には、所得額によって異なった税率で所得税が課されます。本書発行時における最高税率は45%です。

2009年7月1日現在、年収35,000豪ドル以下のオーストラリア居住者に課される個人所得税率は、非居住者の率より低くなっています。所得が35,000豪ドルを超える場合、居住者と非居住者の限界税率は同じです。海外からの駐在員または現地従業員のいずれにせよ雇用の際には様々な税務上の義務が生じることとなりますので、日本人がオーストラリアで就労するにあたっては、節税効果の高い給与プラン、雇用計画を立てるための総合的な検討を行うことが重要です。

オーストラリアの一時就労入国制度に対するマスコミの関心の高まりと、移民省による入国取締り活動に費やすリソースを増やそうという取り組みが強まる中、コンプライアンスの重要性が高まっています。



▶ PAYG源泉徴収制度

Pay As You Go Withholding (PAYGW) と呼ばれる源泉徴収制度に従い、オーストラリアの課税対象となる従業員の給与からは、所得税が源泉徴収されることとなります。適用税率は、従業員がオーストラリアの居住者であるか、非居住者であるかによって異なります。PAYGWは雇用者の義務であり、たとえ雇用者が外国企業であっても適用されます。

従って、雇用者はPAYGWに登録し、オーストラリアで給与や賃金所得に課税される従業員のために、税金を送金する必要があります。

▶ タックス・ファイル・ナンバー（納税者番号）と税務申告

従業員がオーストラリアで課税対象となる所得を得る場合には、タックス・ファイル・ナンバーを取得する必要があります。そうでない場合には、雇用者は税率46.5%で源泉徴収する必要があります。また従業員は年に一度、6月30日を年度末として 所得税申告書を提出しなければなりません。この所得税申告書を個人で提出する場合の申告期限は毎年10月31日です。個人がタックス・エージェントを通して提出する場合は、申告期限が延長されます。

FRINGE BENEFIT TAX

一般に雇用者、雇用者の関連者あるいは状況に応じてその他の者が従業員に対して現金給与以外の経済的利益を供与したときにFRINGE BENEFIT TAXが課されます。ベネフィットには権利、特権、サービス又は便宜などが含まれます。ベネフィットには権利、特権、サービス又は便宜などが含まれます。ベネフィットを供与する雇用者には、オーストラリアの居住者でなくてもFRINGE BENEFIT TAXの納税義務が発生します。また、納税義務は従業員にではなく雇用者にあることにご留意ください。

FRINGE BENEFIT TAX率は46.5%であり、FRINGE BENEFIT TAX課税年度分(4月1日から3月31日)の申告を税務当局に行うこととなっており、5月21日までに提出と支払いを済ませなければなりません。ただし、タックス・エージェントを通じた場合には5月28日まで提出及び支払期限を延長することが可能です。

海外から赴任してきた従業員、又は雇用関係に基づき職務遂行のために転居を伴う転勤をしてきた従業員に対しては、様々な免税及び優遇措置が設けられています。従業員の給与等を設定する際に、FRINGE BENEFIT TAXにおける優遇措置の利用を考慮することをお勧めします。

MEDICARE TAX

従業員が税法上非居住者である場合、所得がオーストラリアで課税対象となるかどうかに関わらず、MEDICARE TAXは免除となります。ただし、従業員が税法上居住者である場合には、所持するビザの種類(永住者ビザなど)によってはMEDICARE TAX(1.5%)が課税され、MEDICARE(医療)などのサービスを受ける権利が与えられます。

給与税

オーストラリアの各州政府では、その州での勤務に対して支払われた、あるいは支払われる給与に対して給与税(クイーンズランド州の4.75%からオーストラリア連邦首都特別区の6.85%まで異なる)の支払を雇用主に義務付けています。給与税は年間の従業員への給与支払総額が一定額を超えた場合に課税されるものです。その基準額は従業員が勤務する州によって様々ですが、最低額は550,000豪ドルです。

課税対象となる「給与」には、時間給、年俸、コミッション、賞与、各種手当、FRINGE・ベネフィットなどが含まれます。登録雇用者は、毎年、各州政府Office of State Revenueに給与税調整申告書を提出しなくてはなりません。この申告書は、その年度の給与税を調整することを目的としています。

スーパーアニュエーション(退職年金基金制度)

オーストラリア国内で就労するすべての従業員(居住者、非居住者を含む)の雇用主(居住、非居住法人を含む)は通常、オーストラリアの基準に準拠するスーパーアニュエーション基金に対して給与の9%の拠出を行う義務を有しています。但し一定の役割と責任を持つ従業員については免除措置があります。

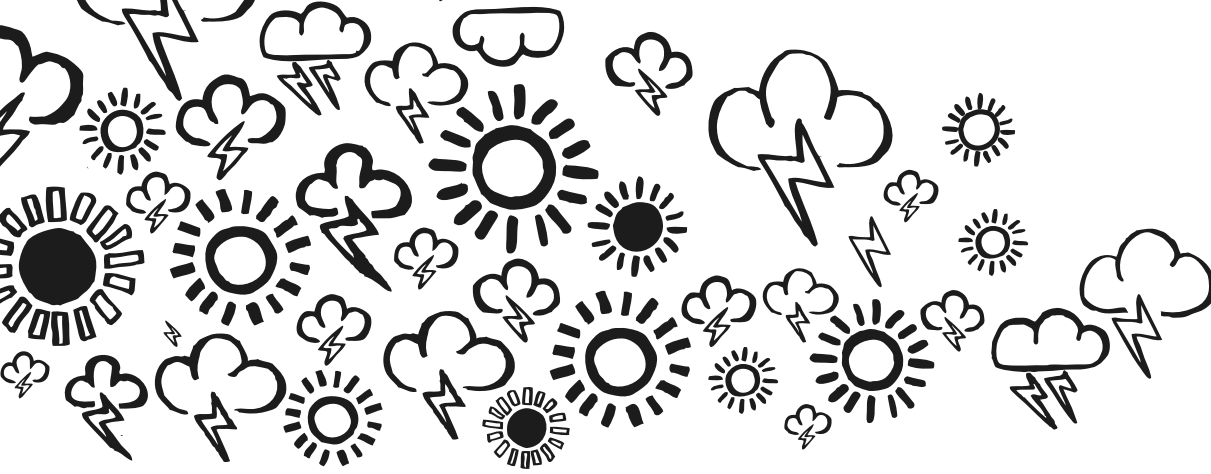
2009年1月1日に発効した新たな日豪社会保障協定に基づき、日本人駐在員(一時居住者)が日本の年金制度に留まる場合には、最初の5年間オーストラリアのスーパーアニュエーション拠出義務が免除されます。オーストラリアのスーパーアニュエーション拠出義務の免除を受けるためには、雇用者に日本の政府機関が発行した書類(適用証明書)を提出しなければなりません。

労災補償

雇用者は、「労働者」に対し、労災保険への加入義務を負います。労災保険制度は州によって異なりますが、従業員が就業中に負傷した場合に保障することを目的としています。

新日豪社会保障協定

新しい日豪社会保障協定が、2009年7月1日より発効し、日本人駐在員(短期滞在者)は、日本での年金制度に加入していれば、豪州でのスーパーアニュエーションへの拠出の義務は、最初の5年間の間、免除されることになりました。



その他の規制的要因

消費税(10%)

消費税(Goods and Services Tax: GST)とは、物品、サービスの提供、「その他の物」(権利やライセンスの付与等無形物を含む)に対して課される10%の税金です。

2009年7月1日現在、GST登録が必要な事業主の基準額は、年間総売上75,000豪ドル以上(営利の場合)及び150,000豪ドル以上(非営利の場合)です。よって支店やオーストラリア居住法人として事業を行う企業は、法で定義されている「オーストラリアに関連する」物品、サービスの提供が年額75,000豪ドル以上である場合もしくは75,000豪ドル以上となる見込みのある場合のみ、GSTの登録が必要となります。但し、年間総売上がGST登録の基準額に達していない場合でもGST登録をすることは可能です。GST登録を自主的に選択する事業主はATOに対し、年に一度GSTを納付することができます。GST登録をした支店またはオーストラリアの居住法人は、オーストラリアで支払った賃料やその他事業費用に含まれるGST分の還付を請求することができます。

一旦登録すると、その事業主の支店や子会社(一定の場合)の提供するオーストラリアに関連する物品、サービス提供の全てが、金額の大小に関わらずGST課税の対象となります。更に、毎月もしくは四半期ごとにGST申告(Business Activity Statement: BAS)の提出が義務付けられ、消費者から求められた場合、有効な請求書(Tax Invoice)を発行しなければなりません。このように、GST登録は諸手続きや法令遵守に関するコストがかかります。しかし、登録をしない場合は、オーストラリアの諸経費に対するGSTを負担しなければならず、年間の売上が75,000豪ドルの登録免除基準額に達した時点で速やかにGST登録ができるように売上金額をチェックする必要があります。

関税

海外からの輸入品は国内消費の為持ち込まれた際に輸入関税の対象となります。輸入品にかかる関税率はその物品がどの種類に分類されるかによって異なります。

外資審議会(FIRB - Foreign Investment Review Board)

オーストラリア政府は、FIRBを通じてオーストラリアへの投資を監視しています。政府は一般的に外国投資を促す政策を実施していますが、不動産取得は厳しく制限されています。投資の水準や対象資産によっては、通知や承認の要件が課されます。

オーストラリアにおいて一定の限度額を超える資産やビジネスへの投資を行う計画がある場合には、FIRBへの通知を行い、承認を得なければなりません。限度額は購入資産の種類、投資のタイプ、外国人投資家の身元などによって異なります。

研究開発(R&D)

- ▶ 研究開発費に対する税制優遇措置により、オーストラリアで行った研究開発費の125%について損金算入することが認められており、これは税引後1ドル当たり7.5セントの費用節減に相当します。研究開発費の支出を増やしている企業や、欠損金を出した小企業についても以下のような追加的優遇措置があります。
- ▶ 研究費に対する175%プレミアム税務優遇措置
- ▶ 研究開発費に相当する額を還付するとした小企業を対象の研究開発費税額控除

適格要件

- ▶ オーストラリア法人であること
- ▶ 企業が自らのために行う研究開発活動であること
- ▶ 毎年最低20,000豪ドル以上を研究開発活動に投資する企業であること

更に、その活動は発明または高度な技術的リスクを伴い、新たな知識の獲得又は材料、製品、装置、工程、サービスの開発または改善のために行われるものでなければなりません。研究開発活動は、体系的であり、調査及び実験に関わるものと見なされなくてはなりません。

海外の会社に対するR&D

オーストラリアを拠点とする研究開発活動の知的所有権が海外の親会社に帰属するか、あるいはオーストラリアの企業が海外の親会社から費用の払戻しを受けるかに関わらず、研究開発費の増加分の75%までの税額控除を認める法改正が2007年に実施されました。

2010年の改正法案

オーストラリア政府は、2010年7月から、現行の研究開発費に対する税制優遇措置を新たな研究開発費税控除制度に変更することを提案しています。新たな税控除制度の特徴としては、以下が挙げられます。

- ▶ グループの年間売上高が2千万豪ドル未満の企業に対する45%の還付付き税額控除
- ▶ グループの年間売上高が2千万豪ドルを超える企業に対する40%の無還付税額控除

知的財産権が海外に帰属しオーストラリア企業の研究開発費が払戻される場合には、外資系オーストラリア法人に研究開発費の税額控除制度を適用することが提案されています。

排出権取引制度

オーストラリアには現在、排出権取引制度はありませんが、政府はこれについて検討中です。

研究開発費に対する税制優遇措置は、オーストラリアで行われる研究開発費用の損金算入を認めており、税引後の費用節減につながります。

お問い合わせ先

オーストラリアの税制事情と御社に及ぼす影響についての詳しい情報については、下記のオーストラリアのジャパン・ビジネス・サービス担当税務アドバイザーまでお問い合わせください。



Sydney (シドニー)
Justin Howse
+61 2 9248 4459
Justin.Howse@au.ey.com



Melbourne (メルボルン)
Christopher Butler
Tel: +61 3 8650 7612
Christopher.Butler@au.ey.com



Brisbane (ブリスベン)
Michael Hennessey
Tel: +61 7 3243 3691
Michael.Hennessey@au.ey.com



Perth (パース)
Chad Dixon
Tel: +61 8 9429 2216
Chad.Dixon@au.ey.com



Adelaide (アデレード)
Janet Finlay
Tel: +61 8 8417 1717
Janet.Finlay@au.ey.com



About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 144,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organisation of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2010 Ernst & Young Australia.
SCORE Retrieval File No. OC00000067

This communication provides general information which is current as at the time of production, December 2009. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Adelaide

Ernst & Young Building
121 King William Street
Adelaide SA 5000
Tel: +61 8 8417 1600
Fax: +61 8 8417 1775

Gold Coast

12-14 Marine Parade
Southport QLD 4215
Tel: +61 7 5571 3000
Fax: +61 7 5571 3033

Perth

Ernst & Young Building
11 Mounts Bay Road
Perth WA 6000
Tel: +61 8 9429 2222
Fax: +61 8 9429 2436

Brisbane

1 Eagle Street
Brisbane QLD 4000
Tel: +61 7 3011 3333
Fax: +61 7 3011 3100

Melbourne

Ernst & Young Building
8 Exhibition Street
Melbourne VIC 3000
Tel: +61 3 9288 8000
Fax: +61 3 8650 7777

Sydney

Ernst & Young Centre
680 George Street
Sydney NSW 2000
Tel: +61 2 9248 5555
Fax: +61 2 9248 5959

Canberra

Ernst & Young House
51 Allara Street
Canberra ACT 2600
Tel: +61 2 6267 3888
Fax: +61 2 6246 1500